

“さあ投票 選挙の主役はあなたです”

田尻町議会議員一般選挙

1 田尻町議会議員一般選挙

- 投票日 平成31年4月21日（日）
午前7時から午後8時まで
- 期日前（不在者）投票期間 平成31年4月17日（水）から4月20日（土）まで
午前8時30分から午後8時まで
- 投票のできる人は…
平成13年4月22日以前に生まれ、平成31年1月15日以前から引き続き田尻町の住民基本台帳に記録され、選挙人名簿に登録されている人です。
※ 田尻町から他の市町村に転出した場合は、投票することができません。

2 視覚に障がいのある人は…

点字で投票することができますので投票所で係員に申し出てください。

3 投票所入場整理券が届かなかった時などは…

あらかじめ郵送する投票所入場整理券が万一、郵送されてこなかった場合、投票日当日までに選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、紛失された場合は、投票当日に投票所でその旨を申し出ただければ投票することができます。

4 期日前投票をするには…

- 投票日当日に投票できない予定のある人は…
自営業の方や冠婚葬祭の予定のある方、旅行や買い物で投票日に投票区にいない方などは、田尻町役場で期日前投票ができます。
- 期日前投票を行おうとする日に選挙権を有している必要があります。
例えば、投票日当日には18歳を迎えるが、期日前投票を行う日にまだ17歳で選挙権を有しない人は、期日前投票をすることができません。（この場合、不在者投票をすることは可能です。）

5 郵便等による不在者投票

① 郵便による不在者投票のできる人

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次のような障がいのある選挙人の方（○の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、一般の不在者投票のほかに、現在する場所（自宅など）で投票をする「郵便等による不在者投票」の方法があります。

身 体 障がい者 手 帳	障がい名	障がいの程度		
		1 級	2 級	3 級
	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○

※ 身体障がい者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、大阪府内の市町村長が証明した方も該当します。

戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度			
		特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症
	両下肢、体幹	○	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

※戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、大阪府知事が証明した方も該当します。

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

※ 郵便等による不在者投票ができる方のうち、自分で記載ができない方で一定の障がいをもつ方については、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届けた選挙権のある方に投票に関する記載をさせることができます。（代理記載制度）

② 郵便等による不在者投票の手続

「郵便等投票証明書」が必要です。お持ちでない方や有効期限が切れた方は、選挙管理委員会に交付申請を行ってください。代理の方でも申請できますが、申請書にはご本人の署名が必要です。なお、代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の方法による投票を行うことができる方であることの証明手続と代理記載人となる方の届出の手続を行っておく必要があります。（これらの手続を同時に行うことも可能です。この場合、選挙人の署名は不要です。）

③ 投票用紙等の交付請求

郵便等による不在者投票用紙等請求書に、あらかじめ交付を受けた郵便等投票証明書を添えて、投票日の4日前まで（今回の田尻町議会議員一般選挙は、4月17日（水）まで）に、選挙管理委員会の委員長に対して、郵便等により投票用紙の交付を請求してください。（代理記載の方法で投票する場合は、請求書に代理記載人の署名が必要です。）

④ 郵便等による不在者投票の方法

投票用紙に記載した後、投票用内封筒に入れて封をし、さらに投票用外封筒に入れて封をしてください。この外封筒の表面には、投票の記載をした年月日及び場所（住所を最後まできっちり）を記載し、氏名欄に必ず署名してください。（代理記載の方法による投票を行う場合は、現在する場所で、代理記載人は投票用紙に選挙人が支持する候補者名等を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名をします。）

これをさらに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」などと明記し、選挙管理委員会の委員長に対し、必ず郵便等で早めにお送りください。

不在者投票の手続など、何か不明な点がありましたら、選挙管理委員会までお問い合わせください。

お問い合わせ 田尻町選挙管理委員会 電話 466-5021